

2009.05.28 平成 21 年第 2 回臨時会（第 1 号） 本文

○議長（札辻輝巳君） 日程第 5、議案第 27 号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○5 番（吉田忠雄君） 今回の一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例ですけども、これは市長からいま、条例の理由説明にありましたように、5 月 1 日に人事院が国家公務員の夏季一時金、期末・勤勉手当を 0.2 カ月減額するというふうな勧告をしたわけですけども、人事院の勧告というのは、本来、これは国家公務員に対するものであり、今回のこの条例の改正というのは、それをそのまま地方自治体に持ち込んだというものであると思うんですけども、公務員のこの一時金の削減と今回の公務員の一時金の削減というのは、世界的ないまのこの同時不況の中で民間の賃金の下落が多いとはいえ、これは地域経済にも少なからず影響も与えますし、また、民間の中小企業の賃金もまた抑えていくことになると思うんですけども、それとまた、地域別の最低賃金の審議にも影響を与えるということになります。このようなことを十分検討した上で条例の提案をされたかどうか、これをお聞きしたいのと、もう 1 点は、今回の条例の改正について、労使間の合意がなされているのか、この 2 点についてお聞きをしたいと思います。

○市長（谷奥昭弘君） ただいまの吉田議員さんのご質問にお答えを申し上げます。

先ほどご説明申し上げましたように、一応国の人事院勧告が出ましたので、国のほうからも地方も同じような形で、民間企業の夏季のボーナスが、最大の数字を申し上げましたらもっとあるんでしょうけれども、そういう形で準じた形でという方針もございましたので、今回提案させていただいたわけでございます。

もう 1 点、労使の問題につきましては、事前に組合と交渉させていただいて、おおむねご了解をいただいております。

以上でございます。